

安芸市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止と快適な生活環境の創造を図るため、浄化槽設置整備事業により浄化槽を整備する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金等の交付に関する規則(昭和 30 年規則第 11 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 号に規定する浄化槽であって、法第 4 条第 2 項に規定する構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率 90 パーセント以上で、放流水の BOD1 リットル当たり 20 ミリグラム(日間平均値)以下の性能を有するとともに、平成 4 年 10 月 30 日付け衛浄第 34 号厚生省浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される合併処理浄化槽にあっては、同指針に適合するものであること。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 106 号)附則第 2 条に規定するし尿のみを処理する浄化槽をいう。
- (3) 単独転換 住宅等の既存単独処理浄化槽を廃止し、同一敷地内に新たに合併浄化槽を設置することをいう。
- (4) くみ取り転換 住宅等の既存くみ取り槽を廃止し、同一敷地内に新たに合併浄化槽を設置することをいう。

(補助対象地域)

第 3 条 補助金の交付の対象となる区域(以下「補助対象区域」という。)は、本市の区域のうち次の各号のいずれにも該当しない区域とする。

- (1) 安芸市公共下水道事業認可区域(下水道の整備が当分の間見込まれない区域を除く。)
- (2) 安芸市農業集落排水事業実施区域

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象とする者は、補助対象区域において、専ら自己の

居住用に供する個人所有の住宅等に処理対象人員が10人以下の浄化槽を設置しようとする個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しないものとする。

- (1) 住宅等を借りている者で貸主の承諾が得られない者
- (2) 建売住宅、モデルハウス又は賃貸住宅等の営業用建築物に浄化槽を設置しようとする者。ただし、居住の用に供するため当該住宅等を賃借又は購入する者で、賃貸借契約又は売買契約により当該物件の賃借人又は購入者であることが確認できる場合を除く。
- (3) 店舗等の併用住宅で、住宅部分の床面積が2分の1未満の建築物に浄化槽を設置しようとする者
- (4) 安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第1号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者
- (5) 法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置しようとする者
- (6) 法に違反した行為があつて2年を経過しない者で、同法上の権限を有する行政官から補助対象としないよう要請があつた者
- (7) 主たる生計の場として居住しない別荘等に設置する者
- (8) 本市の指定する浄化槽工事の技術基準(高知県浄化槽施工マニュアル等)に基づき施工を行っていない者。
- (9) 家屋の新築若しくは増築をする際に浄化槽を設置する者又は既設の合併処理浄化槽の更新若しくは改築をする者で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないもの
 - ア 他の市町村からの転入又は同一市町村の下水道等の集合処理施設に接続している家屋からの転居により家屋を新築する場合、子どもが分家独立した際に家屋を新築する場合、賃貸住宅から転居して家屋を新築する場合等の既存の汚水処理未普及解消につながる場合
 - イ 災害により必要となった家屋の建て替えに伴い設置する場合、災害により故障した浄化槽の更新又は改築をする場合等の災害復旧対応に資する場合

(補助金額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)を限度として予算の範囲内において、市長が認める額とする。

- (1) 合併浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費の基準額は、別表に定める補助限度額と対象経費の実支出額とを比較し、少ない方の額とする。
- (2) 単独転換又はくみ取り転換による撤去処分費の基準額は、別表に定める補助限度額と対象経費の実支出額とを比較し、少ない方の額とする。
- (3) 単独転換又はくみ取り転換による配管工事費の基準額は、別表に定める補助限度額と対象経費の実支出額とを比較し、少ない方の額とする。
- (4) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換により使用を廃止する単独浄化槽について洗浄・消毒等の公衆衛生上適切な措置を講じて雨水貯留槽等に再利用する場合の基準額は別表に定める補助限度額と対象経費の実支出額とを比較し、少ないほうの額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ浄化槽設置整備事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 法第5条第2項に規定する審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 浄化槽工事請負契約書及び見積明細書の写し(単独転換の場合は、単独処理浄化槽の撤去処分に要する費用及び配管工事に要する費用の内訳が明記されたもの)
- (3) 設置場所の案内図及び浄化槽設置配管計画図
- (4) 国庫補助指針に適合するものとして登録された浄化槽にあっては、登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)
- (5) 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく登録証
- (6) 申請者と住宅及び浄化槽敷地の所有者が異なる場合又は共有の場合は、所有者の承諾書(様式第2号)
- (7) 浄化槽工事業の登録通知の写し又は特例工事業の届出書及び浄化槽設備士の免状の写し
- (8) 市税及び国民健康保険税の滞納がないことを証する書類
- (9) 県税の滞納がないことを証する書類
- (10) 申請者が本市に住所を有しない場合は、浄化槽設置後に居住する旨の確約書(様式第3号)
- (11) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにそ

の内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書(様式第4号)により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、それぞれ通知する。

(変更承認申請等)

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、浄化槽設置整備事業変更等(廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の浄化槽設置整備事業変更等(廃止)承認申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときはその承認をし、浄化槽設置整備事業変更等(廃止)承認通知書(様式第7号)により通知するものとする。

- 3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、事業完了予定日の10日前又は当該年度の2月20日のいずれか早い日までに、市長に報告してその指示を受けなければならない。

- 4 補助事業者は、当該補助事業の実施年度から7年度以内に補助事業により取得した浄化槽を廃止しようとするときは、第1項に準じた承認を受けなければならない。

(繰越承認の申請)

第9条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、浄化槽設置整備事業繰越承認申請書(様式第8号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の浄化槽設置整備事業繰越承認申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときはその承認をし、浄化槽設置整備事業繰越承認通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了後30日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、浄化槽設置整備事業実績報告書(様式第10号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書(浄化槽保守点検業者にあつては、担当の浄化槽管理士(昭和62年度以前の当該資格

取得者にあつては、厚生労働大臣の指定した「小型合併処理浄化槽維持管理技術特別講習会」を受講した者に限る。)を明らかにする書類を添付すること。)の写し(補助事業者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことのできることを証明する書類)

- (2) 浄化槽法定検査依頼書(市において受付印を押して写しを取った後、指定検査機関に送付する。)
- (3) 工事の出来高明細書及び領収書の写し
- (4) 工事を行った浄化槽設備士が自ら工事の確認を行ったことを証するチェックリスト
- (5) 浄化槽設置配管完了図
- (6) 次の浄化槽設置工事写真一式(黒板等に補助事業者名を明記)
 - ア 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
 - イ 基礎工事の状況を示す写真
 - ウ 据付け工事の状況を示す写真
 - エ かさ上げの状況を示す写真
 - オ 単独処理浄化槽撤去工事の状況を示す写真及び撤去した既存単独処理浄化槽の産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し(撤去処分費の補助を受ける場合)
 - カ 配管工事の状況を示す写真(配管工事費の補助を受ける場合)
- (7) 生コンクリートの納品書の写し
- (8) 浄化槽設置場所に住所を有する補助事業者の住民票の写し(コピー不可)
- (9) その他市長が定める書類

(設置状況の検査)

第11条 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、10日以内に実績報告書の内容及び浄化槽の設備状況を検査するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第12条 市長は、前条の規定による検査で浄化槽が適正に設置されていると確認したときは、浄化槽設置整備事業補助金交付請求書(様式第11号)による補助事業者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(現場確認等)

第15条 市長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認することができる。

(譲渡等の届出)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得した浄化槽を第三者に譲渡したときは、その相手人に関係書類の引継ぎ及び浄化槽管理の説明を実施するとともに、30日以内に市長に補助対象浄化槽譲渡等届出書(様式第12号)を提出しなければならない。

2 前項の譲渡を受けた者は、この要綱及び関係法令上の地位を継承するものとする。

3 第1項の譲渡を受けた者は、法第10条の2第3項の規定により、30日以内に市長に浄化槽管理者変更報告書(安芸市浄化槽指導要綱第8号様式)を提出しなければならない。

4 補助事業により取得した浄化槽を相続した者については、前3項を準用する。

(雑則)

第17条 市長は、補助事業により取得した浄化槽の浄化性能、耐久性等の確保、補助金交付目的の達成等の観点から、設置工事基準その他を別に定めることができる。

2 浄化槽設置後の保守点検及び清掃並びに法定水質検査の状況等について、設置者から報告を求めることができる。

3 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年2月3日要綱第1号)

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年1月7日要綱第1号)

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月24日要綱第3号)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月28日要綱第3号)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月27日要綱第2号)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月25日要綱第16号)

この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年3月25日要綱第4号)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日告示第54号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年7月29日要綱第9号)

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成18年5月22日要綱第4号)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の安芸市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行日(以下「施行日」という。)以降に申請を受理するものから適用し、施行日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月28日要綱第3号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年5月30日要綱第4号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年9月1日要綱第2号)

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日要綱第5号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月2日要綱第2号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

適 用	補助限度額	対象経費
5人槽	332,000円	（第1号関係）合併浄化槽の整備を行うのに必要な合併浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費とする。 ただし、流入及び放流に係る管渠及び弁に係る費用を除くものとする。
6～7人槽	414,000円	
8～10人槽	548,000円	
単独転換による撤去処分費	120,000円	（第2号関係） 単独浄化槽の撤去処分費。
くみ取り転換による撤去処分費	90,000円	（第2号関係） くみ取り槽の撤去処分費。
単独転換又はくみ取り転換による配管工事費	300,000円	（第3号関係） 宅内から放流先までの配管とする。
単独浄化槽から雨水貯留槽に転換する費用	90,000円	（第4号関係） 同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。